

鎌倉市条例第 16 号

鎌倉市都市景観条例の一部を改正する条例

鎌倉市都市景観条例（平成18年9月条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第13条」に、

「

第3節 景観形成地区（第13条 第18条）
第4節 広告物等の景観誘導（第19条 第24条）
第5節 景観資源等（第25条 第27条） を
第6節 景観形成推進委員（第28条）
第7節 景観アドバイザー（第29条）

」

「

第3節 景観地区（第14条 第16条）
第4節 景観形成地区（第17条 第22条）
第5節 広告物等の景観誘導（第23条 第28条） に、
第6節 景観資源等（第29条 第31条）
第7節 景観形成推進委員（第32条）
第8節 景観アドバイザー（第33条）

」

「（第30条 第33条）」を「（第34条 第37条）」に、「（第34条 第36条）」を「（第38条 第40条）」に改める。

第7条第4項中「特定地区の」を「特定地区（特定地区計画が定められているものに限る。）の」に改める。

第8条第1項第1号中「第13条」を「第17条」に、「第28条」を「第31条」に改め、同条第2項中「第14条」を「第18条」に、「第28条第1項」を「第31条第1項」に改める。

第11条及び第12条を次のように改める。

（特定地区景観形成協議会との事前協議）

第11条 特定地区景観形成協議会が設置されている特定地区内において、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知（以下この条において「届出等」という。）を行おうとする者は、規則で定める行為の届出等に限り、当該届出等及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする前に、当該地区の特定地区景観形成協議会の意見を聴かなければならない。

（届出及び勧告の適用除外）

第12条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

特定地区以外の区域における行為で、次のいずれにも該当しないもの

ア 500平方メートル以上の土地に関する都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。）第4条第12項に規定する開発行為又は建築物の建築等（次に掲げるものを除く。エにおいて同じ。）

(7) 建築物（周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超えるもの（以下「斜面地建築物」という。）を除く。）の建築等で当該建築物の延べ面積の合計が当該建築等に係る土地の面積の50分の1以下のもの。ただし、当該建築等に係る土地の面積の50分の1が165平方メートル未満のときは165平方メートル以下と、500平方メートルを超えるときは500平方メートル以下とする。

(1) 斜面地建築物の建築等で当該斜面地建築物の延べ面積が100平方メートル以下のもの

イ 300平方メートル以上の土地に関する区画の分割

ウ 300平方メートル以上の土地（風致地区（都計法第8条第1項第7号に掲げる風致地区をいう。以下同じ。）内のすべての地域及び風致地区外の第一種低層住居専用地域（都計法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域をいう。以下同じ。）に限る。）に関する土地の形質の変更で当該行為を行う前又は行った後において5メートルを超える地表面の高低差を生じさせるもの

エ 次のいずれかに該当する建築物の建築等

(7) 300平方メートル以上の土地（風致地区内のすべての地域及び風致地区外の第一種低層住居専用地域に限る。）における斜面地建築物

(1) 鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号。以下「手続基準条例」という。）別表第2に掲げる区分1の区域における建築物で高さが12メートルを超えるもの又は階数が4以上のもの

(2) 手続基準条例別表第2に掲げる区分2の区域における建築物で高さが12メートルを超えるもの又は階数が4以上（共同住宅（建築基準法第2条第2号に規定する特殊建築物のうち共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類する用途に供する建築物及び長屋で、住戸の数が3以上のものをいう。）以外の建築物にあつては、高さが15メートルを超えるもの又は階数が5以上）のもの

オ 高さが10メートル（風致地区にあつては、5メートル）を超える工作物の建設等

特定地区内における行為で、次のいずれかに該当するもの

ア 仮設の建築物又は地下に設ける建築物

イ 建築物の新築、増築、改築又は移転で当該行為に係る部分の高さ（増築にあつては、当該増築後の高さ）が5メートル以下で、床面積の合計が10平方メートル以下のもの

ウ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの

エ 高さが10メートル（風致地区にあつては、5メートル）以下の工作物の建設等

2 特定地区（特定地区計画が定められているものに限る。）における法第16条第7項第8号に定める建築物の建築等は、当該特定地区における特定地区計画と法第61条第2項の景観地区における制限の内容が同一の場合に限るものとする。

第5章中第36条を第40条とする。

第35条第1項第1号中「第16条第1項、第22条若しくは第27条第1項」を「第20条第1項、第26条若しくは第31条第1項」に改め、同項第3号中「第18条又は第24条」を「第22条又は第28条」に改め、同条を第39条とする。

第34条中第5号を第6号とし、同条第4号中「第27条第2項」を「第31条第2項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第18条又は第24条」を「第22条又は第28条」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加え、同条を第38条とする。

法第63条第2項の規定による認定審査

第4章中第33条を第37条とする。

第32条中「景観形成地区、誘導地区及び特定地区における行為(景観形成地区にあつては景観形成方針及び景観形成基準が定められているもの、誘導地区にあつては誘導方針が定められているもの、特定地区にあつては特定地区計画において制限されている)」を「特定地区、景観地区、景観形成地区及び誘導地区における行為(特定地区にあつては特定地区計画が定められているもの、景観形成地区にあつては景観形成方針及び景観形成基準が定められているもの、誘導地区にあつては誘導方針が定められている)」に改め、同条を第36条とする。

第31条中「景観形成協議会及び特定地区景観形成協議会」を「特定地区景観形成協議会、景観地区景観形成協議会及び景観形成協議会」に改め、同条を第35条とする。

第30条を第34条とする。

第29条中「第34条」を「第38条」に改め、第3章第7節中同条を第33条とする。

第3章中第7節を第8節とする。

第3章第6節中第28条を第32条とする。

第3章中第6節を第7節とする。

第3章第5節中第27条を第31条とし、第26条を第30条とし、第25条を第29条とする。

第3章中第5節を第6節とする。

第24条中「第22条」を「第26条」に改め、第3章第4節中同条を第28条とし、第21条から第23条までを4条ずつ繰り下げる。

第20条第2項中「第13条第2項」を「第17条第2項」に改め、同条を第24条とし、第19条を第23条とする。

第3章中第4節を第5節とする。

第18条中「第16条第1項」を「第20条第1項」に改め、第3章第3節中同条を第22条とし、第17条を第21条とする。

第16条に次の1項を加え、同条を第20条とする。

4 第1項の規定による届出を行おうとする者は、規則で定める行為の届出に限り、当該届出及び建築基準法第6条第1項の規定による建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする前に、当該地区の景観形成協議会の意見を聴かなければならない。

第15条を第19条とし、第14条を第18条とし、第13条を第17条とする。

第3章中第3節を第4節とする。

第3章第2節中第12条の次に次の1条を加える。

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為(前条に規定するものを除く。)のうち建築物の建築等及び工作物の建設等とする。

第3章第2節の次に次の1節を加える。

第3節 景観地区

(景観地区の決定等)

第14条 市は、法第61条第1項の規定により、都市計画に景観地区を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

2 景観地区の関係住民は、当該景観地区における都市景観の形成の促進のための活動を行うことを目的として、当該景観地区の区域の全部又は一部につ

いて、規則で定めるところにより市長の認定を受けて、景観地区景観形成協議会を設立することができる。

(景観地区景観形成協議会との事前協議)

第15条 景観地区景観形成協議会が設置されている景観地区内において、法第63条第1項の規定による認定申請(法第66条第2項の規定による通知を含む。以下「認定申請等」という。)を行おうとする者は、規則で定める建築物に限り、当該認定申請等及び建築基準法第6条第1項の規定による建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする前に、当該景観地区の景観地区景観形成協議会の意見を聴かななければならない。

(計画の認定の適用除外)

第16条 法第69条第1項第5号の条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

仮設の建築物又は地下に設ける建築物

建築物の新築、増築、改築又は移転で当該行為に係る部分の高さ(増築にあつては、当該増築後の高さ)が5メートル以下で、床面積の合計が10平方メートル以下の建築物

建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に係る部分の面積が10平方メートル以下の建築物

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鎌倉市都市景観条例の規定は、施行日以後に着手した行為から適用し、同日前に着手された行為については、なお従前の例による。

(検討)

3 市は、この条例の施行後5年以内に、改正後の第3章の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。